

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷三十第

行發日一月二十年十正大

## 論叢

我所得稅と普遍の原則

法學博士 小川郷太郎

植民政策是非

文學博士 原勝郎

朝鮮の三開港場

文學博士 三浦周行

進歩か退歩か

法學博士 財部靜治

農業労働問題

法學博士 河田嗣郎

## 時論

米國の排日問題

法學博士 末廣重雄

財産稅案に對する諸種の非難に答ふる

法學博士 神戸正雄

## 說苑

リッケルトの價值體系

文學博士 米田庄太郎

## 雜錄

マルクス主義に所謂過渡期

法學博士 河上肇

伯林最近の生活費

法學士 汐見三郎

附錄

本誌第十三卷總目錄

# 伯林最近の生活費

汐見三郎

Hans Guradze 著、最近 Die Brotpreise in Berlinnebst den Kosten des Ernährungs- und Lebensbedarfes in Berlin während der ersten Hälfte 1921なる報告を發表してゐる。本年上半期の、伯林市に於ける麵麩の價格及び其他一般生活費の状態を、統計的に叙述したものである、其大體を紹介する。

雜錄 伯林最近の生活費

主の祈の一節「吾々に日用の糧を今日も與へ給へ」の句は、麵麩の價格騰貴に日に脅されつゝある昨今の伯林市民には、定めし意味深く響くであらう。麵麩が石に化する事あるとも、石より麵麩を作る事が出来ない今日にあつては、麵麩の價格統計は決して其價値を失はないのである。試みに、大正九年以後の伯林に於ける麵麩の價格を調査して、次の統計を得たのである、伯林市統計局の調査に基き、麵麩一疋當りの價格を、ペンニツヒ單位にて示した。

月	ライ麵麩の價格 (ペンニツヒ)		小麦麵麩の價格 (ペンニツヒ)	
	大正十年	大正九年	大正十年	大正九年
一月	14.1	10.3	15.6	14.4
二月	16.9	11.6	19.9	18.0
三月	16.4	11.5	18.7	17.6
四月	16.5	11.7	18.1	17.1
五月	16.4	11.7	18.1	17.0
六月	16.5	11.8	18.2	17.1
平均	15.6	11.7	18.1	17.1

此統計に現はれてゐる麵麩は凡て切符麵麩で

\* Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. 14. September 1921. S. 243-245.

あつて、一定の磨碎原料より製造したる麵麩の法定最高價格が前掲の數字である。従つて密賣麵麩の價格は當然此統計には含まれてゐない、大正九年十二月の一瓦當り價格は、ライ麵麩二四一・二六六ペンニツヒ、小麦麵麩三〇五・九四ペンニツヒであつたから、其後は殆んど騰貴せず、騰貴しても小額である。只大正十年の五月の暴騰は注目し値する。

大正十年上半期の麵麩の價格を、前年大正九年の上半期の數字に對照すると、大體次の如き騰貴割合を得る事が出来る。

大正九年に比し騰貴割合

	一月	二月	三月	四月	五月	六月
ライ麵麩	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%
小麦麵麩	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%
兩者の開き	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%

ライ麵麩と小麦麵麩との騰貴割合の開きは、四月に於て最高に達し、小麦麵麩の方が二・八四％餘計の數字を示してゐる。

大正十年上半期の麵麩の價格は、大正九年の夫れに比し、ライ麵麩が四八・四一％小麦麵麩

が五一・三八％騰貴してゐる、故に五十ペンニヒのライ麵麩が大正九年には〇・三〇瓦の重量なりしものが、大正十年には〇・二〇瓦しか無い譯である。此簡單なる而も深刻なる數字に接する時、麵麩の價格の昂騰がまごん」と腦中に印せられるのである。

二

生活必需品は單に麵麩のみに止まらない。故に、余は更に一般生活必要費にも問題を及ぼしたいのである。先づ、伯林市統計局の *Smargelt* の例に従ひ、營養の最小限度を考へて見る。誤解を避ける爲め斷つて置きたいのは、此種の研究の基礎をなすものは、生理上必要とする最小限度の營養であつて、かの批評の的となつてゐるカロリー説即ち熱量の理論に立脚してゐる事である。其結果、營養の最小限度は、成年男子にあつては一日三、〇〇〇カロリー、女子は二、四〇〇カロリー、七歳乃至十二歳の小兒は一、五〇〇カロリーを、標準とせねばならぬ。従つて、各人は、如何に少くとも上述のカロリーを

齋すだけの食物を攝取せねばならぬのである、茲に一日の最小食物費なるものを計算する事が出来る。

かくて得たる一日の最小食物費を基礎として、或は一週間、又は一箇月間、更に全一箇年間の最小食物費を算定するのである。營養の理論にも適合し、且つ普通市場にて購買し得る食料品を標準として、滿一年間の最小食物費を各種家族につきて定め、次の結果を得た。

月	獨身男子		子供無き者		七歳乃至十二歳の 子供一人有る者	
	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年
一月	三、一八〇	三、二六〇	三、一八〇	三、二六〇	三、一八〇	三、二六〇
二月	三、一〇〇	三、一七〇	三、一〇〇	三、一七〇	三、一〇〇	三、一七〇
三月	三、二〇〇	三、二七〇	三、二〇〇	三、二七〇	三、二〇〇	三、二七〇
四月	三、一八〇	三、二五〇	三、一八〇	三、二五〇	三、一八〇	三、二五〇
五月	三、一〇〇	三、一七〇	三、一〇〇	三、一七〇	三、一〇〇	三、一七〇
六月	三、一〇〇	三、一七〇	三、一〇〇	三、一七〇	三、一〇〇	三、一七〇

大正九年十二月の最小食物費は、獨身男子三、一九七、夫婦暮し五、五一七、夫婦と子供一人の家庭は、六、八三二に上つてゐた。然るに其後絶えず減少して大正十年五月に及んだ。

雜錄 伯林最近の生活費

が、同年六月に至り、野菜馬鈴薯の價格騰貴の結果、最小食物費も俄に増加したのである。

三

以上伯林市統計局の舊伯林統計を扱つたのであるが、更に Kuczynski の Schönbeger 統計を引用する、此統計は Finanzpolitischen Korrespondenz に現はれ、新伯林の一般最小生活費を扱つたものである。大正九年六月及び十年六月に於ける一週間の最小生活費を、次の如く算出してゐる。

項目	獨身男子		夫婦暮し		子供二人有る者	
	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年
食物費	五、五	五、五	九、九	九、九	九、九	九、九
住居費	九、九	九、九	九、九	九、九	九、九	九、九
燃料點燈費	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
衣服費	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
雜費	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
一週間計	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
一年間計	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三

食物費及び住居費が全體の經費に對して占むる割合を、百分比にて示すと、次の結果を得る。

	獨身男子	夫婦釋し	夫婦者
食物費	大正十年 大正九年	大正十年 大正九年	大正十年 大正九年
住居費	大正十年 大正九年	大正十年 大正九年	大正十年 大正九年
燃料點燈費	大正十年 大正九年	大正十年 大正九年	大正十年 大正九年
其他	大正十年 大正九年	大正十年 大正九年	大正十年 大正九年

食物費の占むる割合は、前年より増加し漸次實狀に接近してゐる、然し此にても尙僅少に過ぎないかと思はれる。住居費の百分比は減少してゐるが、其數字は餘りに微少で無からうか、特に四人暮しの家庭に於ては其感が深い。

Silberleit と Kuczynski との數字を見るに、大正十年六月の食物費に就ては大體一致してゐる。獨身男子の一週間の食物費を Silberleit は五七麻、Kuczynski は五五麻と計算し、子無しの夫婦者の夫れを前者は一〇三麻、後者は九八麻と算定してゐる。

獨逸國統計局は、夫婦と三人の子供より成る五人暮しの家庭を標準とし、其が食物費、住居費、燃料點燈費の騰貴統計を作製してゐる。伯林に於ける四週間の此等經費を見ると、次の如くである。

大正十年	一月	二月	三月	四月	五月	六月
大正九年	九〇麻	九六麻	九三麻	九七麻	九七麻	九八麻
大正九年	六八	六八	六八	六八	六八	六八

Kuczynski の調査にかゝる、大正十年六月の食物費(一二二麻)、住居費(九麻)、燃料點燈費(二五麻)を合計すると、子供二人を有する夫婦者の一週間の經費が一七六麻、従つて四週間に七〇四麻に上る譯である。子供二人を有する夫婦者の此統計と、子供三人を有する夫婦者を標準とせる獨逸國統計とを調和せしむるが爲めには、餘計の分の一人の子供が四週間に一七六麻(八八〇麻より七〇四麻を減ず)を費す事となる譯である。かゝる事は實際上あり得べき事であつて、特に餘分の子供が三人の中の最年長者たる場合には當然である。

以上伯林の生活費を、麵麩の價格、一般食物費、更に生活費全般にわたり一瞥した。當時の如き獨貨の暴落の下に、當時の如き麵麩の價格騰貴に際して、其日を送れる伯林市民は、實に禍なりと云はねばならぬ。(一〇、一一、一七)